

富士山麓の環境保全と共生ビジョン



Fuji City

「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」 の実現に向けて

雄大な富士山の麓に位置する本市は、豊富な地下水や森林資源などの「富士山の恵み」によって育まれつつ、発展を遂げてまいりました。

これまで本市では、昭和49年に富士・愛鷹山麓地域の大規模開発事業を原則として認めない方針を打ち出して以降、条例制定や各種計画を策定し、市民、事業者、市と協働で富士山麓の環境保全に努めるとともに、周辺環境との共生を図ってまいりました。

具体的には、平成3年に「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」を策定し、令和3年には「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」を施行し、森林伐採を伴う開発の適正化による環境の保全に努めております。

また、富士山が「信仰の対象と芸術の源泉」としての価値が認められ、世界遺産に登録されたことによる周辺地域の不適正な土地利用の防止や、SDGs 未来都市に選定されたことで、経済・社会・環境の3側面が調和した持続可能な発展の実現を目指し、今後も富士山麓の環境保全と適正な活用を図るなど、富士山の恵みを享受する持続可能なまちであり続ける取組の必要性がより一層高まってまいりました。

さらに、令和4年度から10年間を計画期間とする「第六次富士市総合計画」では、「富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ」をめざす都市像とし、その実現に向け魅力あるまちづくりを進めてまいります。

このような状況の中、富士・愛鷹山麓地域内において周辺環境にふさわしくない土地利用が行われる恐れが出てまいりました。

このことから、本ビジョンは、富士山の恵みをみんなが認識し、地域内での資源や人のつながりを大切にするこゝで、環境が守られ、それによって社会や経済も発展をしている「地域循環共生圏」の構築を目指し、「第三次富士市環境基本計画」における望ましい環境像である「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」の実現に向け、対象区域における今後の方向性を示したものです。

「富士山麓の 環境保全と共生ビジョン」とは

令和3（2021）年3月に策定した第三次富士市環境基本計画の望ましい環境像である「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」の実現に向けて、およそ50年前に開発されたゴルフ場における環境保全と共生を図るため、方向性を示したものです。

世界中でSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、様々な取組が行われている中、今後も本市が富士山の恵みを享受する持続可能なまちであり続けられるよう、市民や事業者等と協働で取り組みます。



Contents

1	富士山麓（富士市）の環境保全と共生の歴史	2
2	ビジョン策定の必要性	4
3	関連計画の整理	6
4	環境保全と共生ビジョン	8
	視点1 自然の復元	10
	視点2 自然との共生	12
5	関連事業との連携	14
6	ビジョンの実現に向けて	16

1 富士山麓（富士市）の環境保全と共生の歴史

雄大な富士山と美しく豊かな駿河湾に抱かれた本市は、森林資源や豊富な地下水などの「富士山の恵み」によって育かれつつ、発展を遂げてきました。

その背景には、市民や事業者などの皆様と力を合わせて、富士山麓の環境保全に努めるとともに、周辺の自然環境との共生を図ってきた歴史があります。

これまで本市では、条例の制定や各種計画を策定し、多くの方と連携・協働で富士山麓の環境保全に努めるとともに、周辺の自然環境との共生を図っています。

また、富士山の世界遺産登録等を背景に、レジャーや新たなスポーツなど、多様に利用されている中、世界中で取り組まれている「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて、今後も良好な環境を永遠に継承する必要があります。

- 昭和 41（1966）年 富士市、吉原市、鷹岡町の合併
- 昭和 48（1973）年 富士愛鷹山麓の総合的な調査診断
- 昭和 49（1974）年 富士・愛鷹山麓地域の大規模開発事業を原則として認めない方針を打ち出す



丸火自然公園



富士山こどもの国



富士山登山ルート 3776

- 昭和 51（1976）年 「富士市の自然環境の保全と緑の育成に関する条例（みどり条例）」施行
- 昭和 56（1981）年 丸火自然公園の整備
- 平成 3（1991）年 「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」策定
- 平成 4（1992）年 「富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」制定
- 平成 6（1994）年 「富士山麓ブナ林創造事業」開始
- 平成 7（1995）年 「環境共生モデル都市」の指定を受ける
- 平成 11（1999）年 「富士山こどもの国」オープン
- 平成 13（2001）年 「富士市環境基本条例」施行
- 平成 14（2002）年 「富士市環境基本計画」策定
- 平成 23（2011）年 「富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」施行
- 平成 24（2012）年 「第二次富士市環境基本計画」策定
- 平成 24（2012）年 「ウルトラトレイル・マウントフジ」第 1 回開催
- 平成 25（2013）年 富士山「世界遺産」登録
- 平成 29（2017）年 富士山登山ルート 3776 の設定
- 令和 2（2020）年 「富士市 SDGs 未来都市計画」策定
- 令和 3（2021）年 「第三次富士市環境基本計画」策定
- 令和 3（2021）年 「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」施行

◆昭和 49 (1974) 年 富士・愛鷹山麓地域の大規模開発事業を原則として認めない方針

昭和 40 年代、富士・愛鷹山麓におけるゴルフ場等のリゾート開発計画が顕在化しました。本市では、学識経験者などで構成する調査委員会を設置し、富士・愛鷹山麓地域の自然環境保全と土地利用のあり方について、科学的基礎調査を実施しました。

調査の結果、「当該地域は、すべて保全すべき区域であり、一定規模をこえる開発行為は原則として一切認めない方針ですすむべき」との提言を受け、昭和 49 年 4 月 1 日、ゴルフ場、別荘地などの大規模開発事業は、原則として一切認めない方針を打ち出しました。



◆平成 3 (1991) 年「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」

富士・愛鷹山麓の豊かな森林は、豊富な地下水をかん養し、治山、治水に寄与するなど、多くの公益的な機能を有し、市民生活を支える重要な役割を担っています。

この大切な自然環境を保全しながら、地域の発展、活性化に向けた適正な自然の利用を図るため、「自然環境の保全と創造」、「自然の節度ある利用」、「自然風景の保全」を基本理念とする富士・愛鷹山麓地域環境管理計画を、平成 3 年 3 月に策定しました。



◆平成 25 (2013) 年 富士山「世界遺産」登録

平成 25 年 (2013) 6 月、カンボジアで開催された第 37 回世界遺産委員会において、「富士山」は「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」という名称で、世界遺産に登録することが決定されました。

本市は、静岡県などの活動に呼応して、積極的に登録への取組を推進してきました。登録後には、静岡・山梨両県や関係市町村等で構成される富士山世界文化遺産協議会などに参加し、世界遺産富士山に係る資産の保存管理及び整備活用、周辺環境の保全、世界遺産委員会への定期報告書に関する事項等について、調査の協力や協議を進めています。



◆令和 3 (2021) 年「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」

本市では、富士・愛鷹山麓地域環境管理計画の策定以来、開発許容面積を定め、自然環境と調和するまちづくりを進めてきました。しかしながら、令和元年に実施した調査の結果、既に開発許容面積を上回っている恐れがあることや、森林の喪失により、洪水時の最大流量が増加していることが分かりました。

このため、森林伐採を伴う開発の適正化を目指し、森林が持つ公益的機能を維持することを目的とした「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」を令和 3 年 4 月 1 日に施行しました。

2 ビジョン策定の必要性

富士山の恵みを多くの方が認識し大切にすることが求められている中、周辺環境にふさわしくない土地利用が懸念されることから、第三次環境基本計画に掲げる「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」の実現に向けて、開発されたゴルフ場における環境保全と共生を図るためのビジョン（方向性）を示す必要があります。

ALL 富士市で、富士山麓の環境保全を図っている中…

◆周辺環境にふさわしくない土地利用の可能性の高まり（脅威の発生）

富士山麓地域で営業しているゴルフ場の土地を、メガソーラー施設へ転用することの可否について、確認の問い合わせや具体的な相談が複数寄せられました。

本市としては、「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」を施行し、さらに富士山麓の環境保全の強化に努めている中、全国のゴルフ場跡地の利用状況によると、メガソーラー施設の設置事例が数多くみられますが、当該地においては、環境や景観保全の観点から望ましい活用方法とは言えません。また、近年、大きな問題となっている無許可での土砂の埋立てなど、不適正な土地利用の可能性が高まっています。

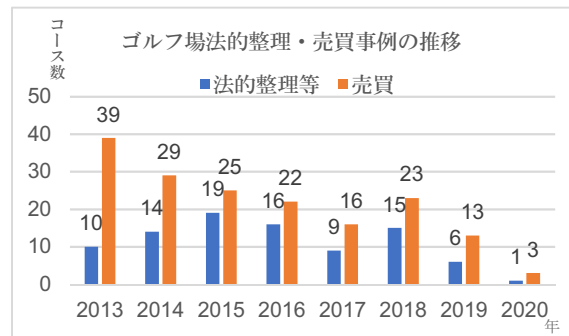
<全国のゴルフ場の状況と跡地の使われ方>

ゴルフ専門誌*の資料では、2013年から2020年の間に90コースが法的整理、170コースの売買事例が掲載されるなど、ゴルフ場経営を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

また、資料において、すでに送電を開始しているものも含め200件にせまるメガソーラー計画が掲載されています。

ゴルフ場にメガソーラー施設が相次ぐ理由は、開発、造成済みであるため、建設手続きに係る時間と手間が大きく省略でき、伐開、整地などの大きな工事が不要でコストが抑えられること、また、芝の育成のため、日が当たりやすいよう南向きの傾斜に造成されており、太陽光発電には好条件になっていることが挙げられます。

このようにゴルフ場跡地の利用状況は、メガソーラー施設がほとんどですが、牧場などの酪農転換や、近隣の既存レクリエーション施設の拡充としての活用もみられます。



茨城県日立市メガソーラー（ゴルフ場コース跡地 115ha）

出典：Google Earth

*ゴルフ特信資料集『2020年ゴルフ場企業グループ&系列』（一季出版株式会社）

◆ビジョン策定の必要性（策定目的）と対象区域

ゴルフ場経営を取り巻く環境は厳しさを増している中、「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」では、対象区域のような既に開発済みの土地等に対しては効力がなく、メガソーラー施設の立地や土砂の違法埋立て等を中止させる強制力はありません。

このため、ゴルフ場跡地を適正な土地利用に誘導していくことを目的とした、富士山麓の自然環境と調和のとれた、保全と共生を図る取組の方向性を示す必要があります。

<対象区域>

対象区域は、現「南富士カントリー倶楽部」が運営している敷地のうち、敷地内水路から西側の約 38ha（115,000 坪）とします。

なお敷地内水路より東側は、(株)富士環境保全公社が土地を管理する予定となっています。

<南富士カントリークラブ敷地、建物の概要>

- ・ 敷地面積 約 54ha
- ・ 建物（クラブハウス）概要
【施設】 トイレ、ロッカールーム、レストラン、売店等
【面積】 床面積：1階 1,301 m² 2階 715 m²



背景図：Google Earth

3 関連計画の整理

対象区域の適正な土地利用を図るため、対象区域に関係する本市の計画を整理しました。

対象区域は、国土利用計画等で示すとおり、自然環境の保全と創造及び自然の節度ある利用を図るため、計画的な植林等を図るとともに、人と自然との交流を促す自然環境とふれあえる場を整備することが求められています。

富士山麓をはじめとした豊かな自然環境は、多様な動植物が生息する場であるとともに、食や産業といった様々な分野における市民の暮らし、経済活動を支えています。

将来にわたって豊かな自然環境を守り育て、より良い状態で将来の世代に継承できるよう、市民や事業者等と協働し、富士山の恵みの源泉である富士・愛鷹山麓の貴重な自然環境や生物多様性を保全するとともに、森林資源としての有効活用を通じた経済と環境の好循環を生み出していくことが必要になっています。

このような本市の歴史や現状を踏まえ、将来においても自然環境を継承していくため、富士・愛鷹山麓の豊かな自然環境の保全と共生、創造を図っていくことを、本市の各種計画において位置付けています。

第四次国土利用計画（富士市計画）改定版

＜目的＞

土地需要に対する量的な調整や魅力と活力ある土地利用を積極的に展開するとともに、貴重な資源である土地に対する市民意識の醸成などを含めた幅広い対応を図ること。

＜対象区域に関する事項＞

・地域区分 「保全と共生の地域」

自然環境の保全と創造及び自然の節度ある利用を図るため、無秩序な開発を抑制しつつ、計画的な植林・間伐等の生産基盤整備等を推進する。

また、人と自然との交流を促す自然環境とふれあう場や自然体験・自然学習施設等の整備を推進する。

・利用区分ごとの土地利用の基本的方向

「その他」

遊休地等については、周辺土地利用と調整しながら、災害の防止、自然環境の保全に配慮しつつ、良好な景観形成及び活力ある地域づくりに向けた有効利用を促進する。



SDGsとは？

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 12（2000）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までの国際目標です。

SDGs の理念は「誰ひとり取り残さない」であり、貧困の解決、保健、教育やジェンダー平等などの社会目標、気候変動、海洋と陸上の資源を守るなどの環境目標、雇用やインフラ、生産と消費などの経済目標が 17 の目標として体系的に整理されています。



第三次富士市環境基本計画

＜目的＞

富士市環境基本計画は、富士市環境基本条例の規定に基づいて策定されるもので、本市の環境像や将来像を示し、目標や施策の方向性を定めるもの。

第三次計画における環境像は、「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」とし、第二次計画以降の社会情勢や環境の変化及び今後生じうる問題などに的確に対応していくとしている。

＜対象区域に関する事項＞

「基本目標 5 富士・愛鷹山麓からの恵みを大切に
するまち」

富士・愛鷹山麓の緑豊かな自然環境は、水源かん養や生態系の維持、環境の浄化などに重要な役割を果たすとともに、美しい風景が心に安らぎを与えてくれる。この恵みを将来の世代に継承していくことは私たちの責務である。

＜計画に示す環境施策＞

「富士・愛鷹山麓地域における環境の保全」

- ① 富士・愛鷹山麓地域における適正な土地利用事業の誘導
- ② 富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全
- ③ 富士・愛鷹山麓地域における良好な景観の形成



富士市 SDGs 未来都市計画

＜SDGs 未来都市とは＞

国では、地方創生 SDGs の取組として、SDGs 推進のために優れた取組を提案する地方自治体を「SDGs 未来都市」に選定しており、令和 2 年（2020 年）7 月、富士市は「SDGs 未来都市」に選定されました。

「SDGs 未来都市」に選定された自治体は、国と連携しながら、選定の対象となった提案書の内容をさらに具体化し、3 年間の「SDGs 未来都市計画」を策定しています。

＜2030 年のあるべき姿＞

本市の未来都市計画では、SDGs の達成年度である 2030 年のあるべき姿を、「富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ」としています。

富士山を本市の SDGs のシンボルとして、一人ひとりが自らの希望を実現し、いきいきと輝けるまちを築くとともに、富士山の恵みを享受して発展してきた歴史を胸に刻みながら、経済、社会、環境の 3 側面が調和した持続可能な発展を目指します。

＜環境面での取組＞

環境面での目指す都市像：

「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」

先人から受け継いだ多様な生態系を持つ富士山と駿河湾の豊かな自然を維持することを使命とし、富士・愛鷹山麓地域の自然環境の保全と創造を推進し、森林資源を適正に管理・利用し森林機能の維持向上などを図ります。



4 環境保全と共生ビジョン

全国のゴルフ場跡地における土地の使われ方や本市の関連計画の内容などを踏まえ、対象区域におけるビジョン（方向性）を、本市の「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」の拠点の一つとして位置付け、「自然の復元」と「自然との共生」の2つの視点とゾーニングを設定するとともに、それぞれの整備方針を立案しました。

◆ビジョン（方向性）

歴史

- 世界遺産 富士山 -- 良好な景観だけでなく「信仰の対象と芸術の源泉」
- 富士市の発展 ----- 富士山の恵み（豊かな森林資源、豊富な地下水）
- 環境の保全----- 条例の制定、計画の策定、ブナ林の植樹など
- 自然との共生 ----- 丸火自然公園の整備など
- 多様な活用----- レジャー、新たなスポーツなど

脅威

(ビジョンの必要性)

- ゴルフ場跡地の周辺環境にふさわしくない土地利用の可能性
例えば ・全国で多く立地されているメガソーラー施設
・無許可での土砂の埋立て など

関連計画

- ◆ 第四次国土利用計画（富士市計画）改定版
…計画的な植林・間伐等の生産基盤や人と自然との交流を促す自然環境とふれあう場の整備推進
- ◆ 第三次富士市環境基本計画
…目指す環境像
「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」
- ◆ 富士市 SDGs 未来都市計画
…今後も先人から受け継いだ多様な生態系をもつ富士山と駿河湾の豊かな自然を維持することを使命とし、富士・愛鷹山麓地域の自然環境の保全と創造を推進

かけがえのない人類共通の財産である世界遺産・富士山の環境保全と創造は、市民のみならず世界中から求められており、本市の関連計画に即した土地利用が必要です。

このことから対象区域における土地利用のビジョン（方向性）を、本市の

「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」の拠点の一つ

として位置付けます。

◆2つの視点（ゾーニング）と整備方針

対象区域にふさわしい拠点づくりを推進するためには、市民・事業者・関係団体等が共通の認識を持った土地利用の展開が必要になります。

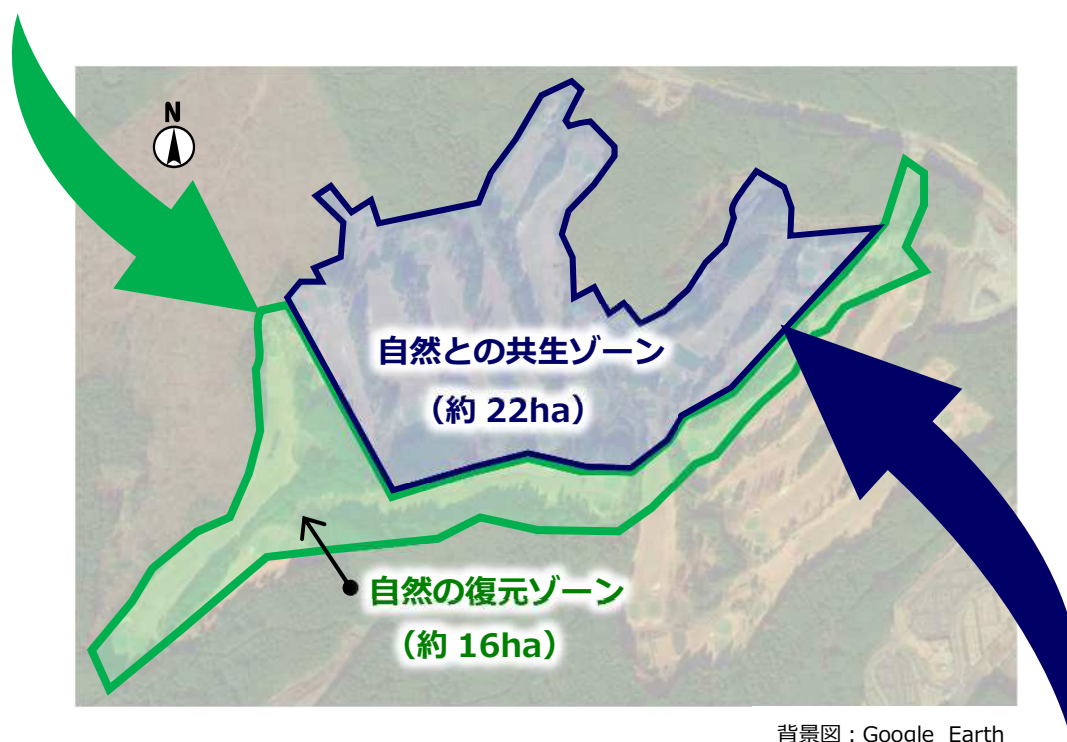
このため、本市の土地利用の最上位計画である「第四次国土利用計画（富士市計画）改定版」における地域区分の内容を踏まえ、計画的な植林・間伐等の生産基盤を推進する「自然の復元」と、人と自然との交流を促す自然環境とふれあう場の整備を推進する「自然との共生」を視点として設定します。

また、対象区域の地形や「第三次富士市環境基本計画」における植林面積の取組目標値（約16ha）等から、下図のとおり2つの視点に基づくゾーニングを設定します。

視点1 自然の復元

富士山麓の豊かな自然環境は、水源かん養、生態系の維持、環境の浄化などの機能を有するとともに、美しい風景は心に安らぎを与えてくれ、この恵みを将来に継承させていく必要があります。

このため、公益的な森林機能の保全に資する植林により、自然の復元を図ります。



背景図：Google Earth

自然との共生 視点2

富士山は、良好な景観だけでなく日本人の「信仰の対象と芸術の源泉」であり、市民はもとより国内外から多くの方が訪れています。高齢者の登山や新たなスポーツ利用など、利用者層や利用形態が多様化しており、誰もが安全で快適に利用することができる環境が求められています。

このため、市民をはじめ国内外の子どもから高齢者まで、多くの方が気軽に訪れる野外活動の場として、自然と関わりその価値を再認識できる環境を整備し、自然との共生を図ります。

視点 1

「自然の復元ゾーン」の整備方針

これまで本市では、「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」において、森林伐採を伴う開発の許容面積を250ヘクタールと設定し、進捗管理を行ってきましたが、令和元（2019）年の調査において、林業による皆伐・植林を含め、最大285ヘクタールの森林が喪失していることを確認しました。

今後も適法による工業用地の立地などで、森林の喪失が予想されることから、公益的な森林機能の保全に資する植林により、自然の復元を図る整備方針は次のとおりとします。

<整備方針>

- ◇「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」に基づく対策事業、保全措置※¹を実施する候補地とします。
- ◇富士山麓ブナ林創造事業の植樹候補地とします。
- ◇市民や事業者が実施する森づくり・里山づくり活動等の候補地とします。
- ◇植林方法は、「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」で定める「富士市森林喪失影響評価技術指針」のとおりとし、次のとおりアカマツ・クヌギ・コナラなどの暖温帯性樹種を植林します。



富士山麓ブナ林創造事業

< 想定する樹種 >

コナラ	クヌギ	クリ	スダジイ	アラカシ	アカガシ
					
イヌシデ	アカシデ	エノキ	ムクノキ	アカマツ	
					

◇対象区域は、開発された土地であるため、植林のほか、獣害対策や下草刈り、枝打ちなどの管理にあたっては、優良事業者※²または学識経験者の意見に従い実施します。

※¹ 森林伐採を伴う開発（重度開発）により失われる森林機能を植林により保全する措置であって、樹木が自立的に植生している状態となるよう植林を行うもの又は植林に関する能力及び信用を有する者として市長が定める者が植林を行うもの。

※² 保全措置の実施にあたり、植林に関する能力及び信用を有する者として、「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」により市長が定める事業者。

<ロードマップ>

R4(2022)年度	R5(2023)年度	R6(2024)年度	R7(2025)年度	R8(2026)年度
ゴルフ場 営業・維持管理		候補地 検討	重度開発協議、調整、植林	ブナ林創造事業植樹



富士・愛鷹山麓地域の森林機能を保全し、豊かな恵みを将来の世代に引き継ぎます

◆なぜ制定したの？

本市は、平成3年に富士・愛鷹山麓の総合的な環境管理のあり方をまとめた「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」を策定しました。

このとき、富士山麓の特性を踏まえ、地下水位の変化、治水安全度、生態系の変化、大気への影響、景観の5項目、特に治水安全度の面から森林伐採を伴う開発の上限を250ヘクタールと決めました。

しかし、令和元年に航空写真で森林の面積を算出したところ、計画を策定した平成3年時点から最大285ヘクタールの森林が減少していることが分かりました。

また、現在も毎年数ヘクタールの森林が林業以外の目的で伐採されていることから、そう遠くない将来に取り返しのつかない段階に達するおそれがあります。

このため、森林伐採を伴う開発の適正化を目指し、森林喪失影響評価を義務づける条例を制定しました。



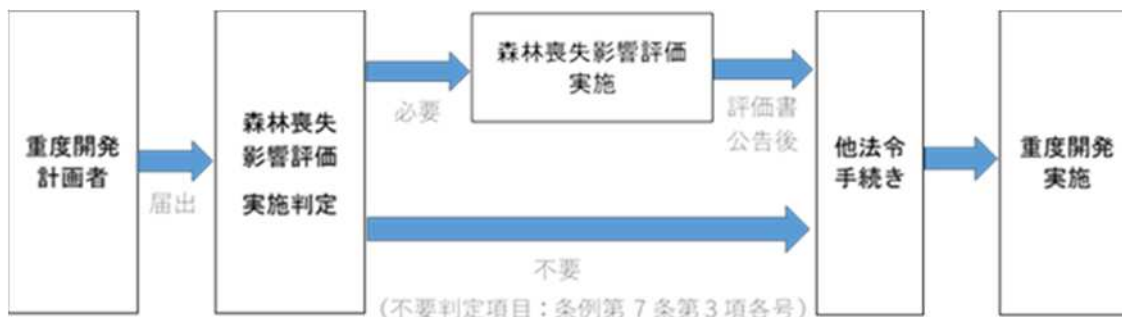
◆対象区域は？

主要地方道富士・富士宮・由比線と東名高速道路を結んだ北側の都市計画区域が対象です。

◆対象となる事業は？

対象区域において、森林法第5条第1項の規定により静岡県知事が定める地域森林計画の対象となる森林を森林以外の用途に供する事業が対象です。この森林伐採を伴う開発を、本条例では「重度開発」といいます。令和3年4月1日以降、この地域で重度開発を実施しようとする場合、届出が必要となります。

◆条例による手続の流れ



視点 2

「自然との共生ゾーン」の整備方針

市民をはじめ国内外の子どもから高齢者まで、多くの方が気軽に訪れる野外活動の場として、自然と関わりその価値を再認識できる環境を整備し、自然との共生を図る整備方針は次のとおりとします。

<整備方針>

- ◇多様化するニーズへの適切な対応や効率的・効果的な社会資本整備の推進、民間事業者における投資の喚起等を図るため、民間活力を導入し整備します。
- ◇周辺環境との調和等を図る観点から敷地内の立地は、可能な限り既設建築物を活用するとともに、新規施設の建設は、原則都市計画法施行令第1条第2項（第二種特定工作物）第1号に規定されている建築物のうち、野球場などの地形の変更が必要な施設以外を可能とします。
- ◇入門的なハイキングから本格的な登山のほか自然環境を活かしたスポーツの場としての利用など、多様な利用者のニーズを把握し、自然環境を安全に体験できる環境を確保します。
- ◇ユニバーサルデザイン対応（多言語による情報発信やピクトグラム、バリアフリー整備）、環境アドバイザーによる普及啓発、電気自動車用急速充電器等のエネルギー供給システムの配置など、ソフト・ハード両面からだれもが訪れやすい安全・安心な利用環境を確保します。
- ◇快適に移動できる超小型モビリティを敷地内で運行可能にするなど、だれもが利用できる環境とデジタル技術の活用を推進します。
- ◇クリーンエネルギーに関する教育、革新的技術に関する開発、実証の場として、産学金官の連携を図るなど、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進します。

< 整備イメージ (案) >

下図は、あくまでイメージ図です



背景図：Google Earth

<ロードマップ>

R4(2022)年度	R5(2023)年度	R6(2024)年度	R7(2025)年度	R8(2026)年度
ゴルフ場 営業・維持管理		市 維持 管理	新たな管理者による運営	

※整備完了後の新たな管理者が決定するまでは、市が土地を適正に管理します。

◆富良野自然塾（旧富良野プリンスホテルゴルフ場）

【北海道富良野市】



富良野プリンスホテルは、スキー場の山麓の雑木林に建設したゴルフ場（約 46 ヘクタール）を平成 17 年に閉鎖いたしました。プリンスホテルでは、ゴルフ場跡地を夏季の観光客誘致のため、ホテル宿泊客が滞在期間中に楽しめるガーデン整備を指すとともに、富良野自然塾に跡地の一部を、環境教育と植樹の場所として貸与・活用していただくこととなりました。

富良野自然塾の主な活動として、環境学習とゴルフ場フェアウェイ跡地における植樹活動を行い、プリンスホテルとしては、フェアウェイ跡地を観光客向けに英国式庭園に整備しました。



出典：国土交通省

◆マウントフジキャンプリゾート（旧鳴沢林間ゴルフ場）

【山梨県南都留郡鳴沢村】

「マウントフジキャンプリゾート」は、鳴沢林間ゴルフ場（ショートコース）跡地に「追い求めたのは、圧倒的な開放感。」をコンセプトとして、富士山麓最大級、富士山と南アルプスの間に広がる 4 万坪（約 13 ヘクタール）の敷地の中で、隣の目を気にせずに、思う存分キャンプを楽しめるキャンプリゾート施設を整備しました。（2020 年夏オープン）

キャンプフィールドに、オートキャンプ 30 区画、キャンピングカー 5 区画、グランピング 3 棟を整備（予定も含む）しており、バギー体験やリラクゼーション、手作りピザ体験などのアクティビティも充実しております。



出典：マウントフジキャンプリゾート

5 関連事業との連携

本ビジョンが実現し、その効果を向上させるためには、現在実施している「環境保全」、「産業・観光・スポーツ交流」の各関連事業と連携し、連動して取り組む必要があることから、主な関連事業を分野ごと整理しました。

◆環境保全分野

富士山麓の豊かな自然と生物多様性のめぐみを背景に、市民のほか、本市を訪れる方が、自然観察、バードウォッチング、紅葉スポット、森林浴など、気軽に自然とふれあえる観光資源としての連携を図ります。

また、これまで実施してきた富士山麓ブナ林創造事業や、富士山ブナ林自然観察会などの自然活動体験及び自然環境の保護、保全に資する啓発事業など、開催場所としての連携を図ります。

さらに、学校や団体が実施している環境教育や環境学習の場として活用し、環境アドバイザー派遣事業等により、適切な指導を行うことで、自然環境に関心を持ち、自然の保護、保全に高い意識を持つ人材を育成する場としての連携を図ります。

富士市新環境クリーンセンターの構成施設である循環啓発棟の「ふじさんエコトピア」では、本市の循環型社会形成を担う市民を育成するため、環境学習、環境啓発に資する活動を行っており、両施設を拠点とした、環境に関連するイベントを開催するなど、環境学習の場としての連携の促進を図ります。



自然観察会



間伐体験

コラム

富士山一周サイク

「富士山」のすそ野を一周めぐるサイクリングコースで、雄大な富士山の風景や世界遺産富士山周辺の4市1町(御殿場市、富士市、富士宮市、裾野市、小山町)で構成された富士山

◆産業・観光・スポーツ交流分野

当該対象区域と隣接している富士市保健休養林丸火自然公園は、富士山麓の人工林地帯に残る広葉樹林、固有の植物、溶岩樹形や溶岩トンネルなどの優れた自然環境を保護するとともに、キャンプ場、広場、遊具、遊歩道等を利用した森林レクリエーションを通じて、静けさの中で安らぎ、心身の緊張をほぐす等の森林の保健休養機能を提供しています。

丸火自然公園では、施設の利用促進を図るための野外活動などの事業を積極的に実施していることから、自然との共生ゾーンを活用した事業を展開することで、施設や運営における付加価値を高める連携を図ります。

観光交流では、「世界遺産「富士山」を最大限活用した観光振興」を基本コンセプトとする「富士市観光基本計画」に基づき、富士山の眺望と文化の活用を目的に展開する様々な事業と連携し、相乗効果による観光振興を図ります。

また、観光にスポーツも加えた交流では、「富士市自転車活用推進計画」において、「富士山一周サイクリングルート」のコース充実に取り組むとしていることから、市内外のサイクリストにとって利便性の向上に資する連携を図ります。



富士山一周サイクリングマップ

さらに、一般公道でロードレース大会を開催するなど、トップアスリートや市民参加型の自転車競技大会及びイベント等の開催に取り組んでおり、自転車も含め多様なスポーツ交流の推進を目的とした、全国的な大会、イベントが誘致できる連携や、富士山麓の林道などを走りつなぐ「UTMF（ウルトラトレイル・マウントフジ）」では、美しい富士山の文化と自然環境の素晴らしさを国内外に伝えていることから、富士山の魅力向上に資する連携を目指します。



ウルトラトレイル・マウントフジ

加えて、富士山麓の標高差と自然の地形を活用したスポーツ資源が豊富にあることから準高地トレーニングの適地として、スポーツ合宿やイベント誘致に取り組んでいるため、スポーツ施設、トレーニング施設との連携を図ります。

リングルートとは？

を楽しみながらロングライドが楽しめるルートです。

ネットワーク会議で、観光コースを盛り込んだサイクリングマップを作りました。



6 ビジョンの実現に向けて

本ビジョンは、対象区域における今後の方向性を示したものであり、具体的な計画は、これからです。

このため、計画段階から合意と協働により整備の具現化を図るとともに、SDGs やデジタル変革など、時代に即した取組と整合を図りながら展開します。

◆合意と協働（パートナーシップ）により整備の具現化を図ります！

本ビジョンは、民間活力の導入を前提にしているとともに、関連する事業とも連携を図ることが重要です。

このため、計画段階から市民や事業者等と合意形成を図りながら、関係者との協働（パートナーシップ）により、ビジョン実現に向けて取り組みます。

◆SDGs の理念や視点を積極的に取り入れます！

複雑化・多様化する行政課題を世界標準の考え方で発想し解決していくことは、地域の特徴を活かした発展に結びつけることができると考えています。

このため、SDGs の理念や視点を積極的に取り入れて、市民や事業者等とのパートナーシップのもと、「環境・経済・社会」の3側面がつながるよう展開します。

◆デジタル技術を活用し効果の向上を促進します！

様々な社会的課題の解決にあたり、幅広い分野でのデジタル変革を加速させ、急速に進化するデジタル技術を最大限活用することは、質や価値の向上につながると考えています。

このため、効果的な情報発信と分析により多様なニーズに的確に対応するデジタルマーケティングや、利便性向上が図れるキャッシュレスなど、デジタル技術を活用しビジョン実現による効果の向上を促進します。

◆ビジョン実現後の適正な森林管理について検討します！

本ビジョンの対象区域の森林は、開発された土地であるため森林法の対象外であることから、植林による森林の復元を図った区域は、富士山麓の国土保全等の観点から法に基づく適正な管理を担保することが重要です。

このため、富士市森林整備計画等の対象森林への編入を検討します。

◆道の駅の登録について検討します！

本対象区域は、富士山周遊道路である国道469号沿いであることから、道路利用者の利便性確保や地域のにぎわい創出に資する施設になり得ます。

このため、「情報発信機能」や活力ある地域づくりを行うための「地域の連携機能」のほか、道路利用者のための「休憩機能」を併せ持つ施設である「道の駅」の登録について検討します。



富士山とともに 輝く未来を拓くまち
SDGs 未来都市 富士市

富士市環境部環境総務課

〒417-8601 静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地

TEL 0545-55-2901

e-mail : ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

令和4（2022）年3月